

2021.4.1 改正

2025.3.16 改正

2026.3.15 改正

大野原フットボールクラブ規約

第一章 総則

第1条 【名称】

本組織（クラブ）は、大野原フットボールクラブ（略称 OFC）と称す。
日本サッカー協会、神奈川県サッカー協会第4種（少年の部）、大和市サッカー協会少年委員会に所属する社会育成団体である。

第2条 【目的】

- 1、本組織は、サッカー活動を通して、技術、ルール、マナーを習得し、仲間づくりを進め、クラブ員の心身の健全な発達と育成を目的とする。
- 2、サッカー活動を通して、地域社会に貢献することを目的とする。

第3条 【活動内容・活動日・活動場所】

- 1、練習の実施
- 2、各種大会の参加
- 3、各種大会、合宿、初蹴り、卒団式の企画・実施
- 4、サッカー活動以外のイベント、行事の企画・実施、学校行事への積極的参加（協賛・貢献含む）
- 5、目的を達成するために必要な活動
- 6、定期練習は、土曜日、日曜日とするが祭日も練習又は、試合に充てることもある。
- 7、練習時間は、9時から17時までの間とするが、低学年（1、2年生）は基本9時から12時までとする。ただし、低学年であっても大会や練習試合の場合はこの限りではない。なお、季節や天候により短縮する場合がある。
- 8、通常時の活動場所は大野原小学校グラウンドとするが、試合などで遠征することもある。
試合会場への引率は保護者によることを原則とし、交通手段は当該学年の判断に任せるものとする。
- 9、未就学児童の活動については、大野原小学校グラウンドでの練習のみとする。

第4条 【責任】

ボランティア団体である本組織への参加に当たっては、保護者の責任においてこれを行う。

「第3条【活動内容】」の活動参加のために必要な移動における事故等については本組織ならびに本組織運営者（役員）および指導者（コーチ・アシスタントコーチ等）は一切の責任を負わないものとする。

ただし、本組織、ならびに本組織運営者（役員）および指導者（コーチ・アシスタントコーチ等）は可能な限り事故を未然に防ぐことに留意する。

第二章 会員

第5条 【組織の構成】

本組織は年初に組織図で構成する。

クラブ員においては本規約および注意事項等を理解・遵守できる保護者が承諾した小学生、未就学児童（年長5歳児以上）（以下、児童という）ならびに役運営委員会が特に認めた者で構成する。

第6条 【入会・会費】

本組織への入会は、所定の申込書を以て随時受け付けることができる。ただし、児童の入会には、保護者の承諾が必要であり、保護者は児童の入会の際には本規約を受諾のうえ入会するとともに、可能な範囲で活動への協力を行うものとする。

クラブ員は会の運営維持費として1か月2,000円を納入（徴求）することとする。ただし、未就学児童についてはクラブ会費の徴求は行わないものとする。

第7条 【登録・保険】

本組織に入会した児童は、必ず大和市サッカー協会第4種委員会に登録する。

また、入会した児童は、スポーツ傷害保険に必ず加入する。

登録料および保険加入料については、第6条の会費とは別に徴求する。

第8条 【退会】

本組織からの退会はクラブ員の任意とする。但し、退会に当たりクラブ員は所定の用紙の提出を以て退会の意思を表示することとする。

第9条 【会員資格の喪失】

本組織は、児童またはその保護者に以下のような理由・事象が発生した場合、役員会および運営委員会で協議のうえ、その判断によりクラブ員の資格を喪失させる。

- 1) 本規約に違反したとき。
- 2) やむを得ない事情なく会費等を長期滞納した場合。
- 3) 保護者との信頼関係が著しく損なわれ、児童を預かることに支障が発生したと判断された場合。

- 4) 役員、コーチ、スタッフに対し暴力行為や暴言、恫喝等を行った場合。
- 5) 本組織の秩序や風紀を乱す行為、および名誉を害する行為。
- 6) その他、本組織の趣旨に反し、役員会、コーチ会、運営委員会が不適切と判断した場合。

本組織は会員の資格喪失を決定した場合、速やかに所定の用紙を郵送にて当該クラブ員に資格喪失を通知する。会員資格喪失日は運営委員会決議日とする。

第三章 組織

第10条 【構成】

本組織は運営を円滑に行うため、以下の組織を構成する。

- | | | |
|----------|---------------|----------|
| 1) 代表 | 5) 指導部 (コーチ会) | 9) 運営委員会 |
| 2) 顧問 | 6) 審判部 | 10) 総会 |
| 3) 事務局 | 7) 父母会 | |
| 4) クラブ会計 | 8) 役員会 | |

- | | |
|-------|--|
| 代 表 | クラブ全体を統括し、副代表が必要な場合、選出する事ができる。
副代表は代表を補佐する。
臨時の役員会、コーチ会、運営委員会を招集することができる。 |
| 顧 問 | クラブ運営を統括するに際し、助言を行う。(最高顧問含む) |
| 事務局 | クラブ運営に於ける活動の計画、立案、運営委員会の開催及び記録を行う。
また、特別な行事等の活動を円滑に実施することを目的に、事務局内に行事運営部を設けることができる。 |
| 指導部 | 監督、コーチ (C)、サブコーチ (SC)、アシスタントコーチ (AC)、で構成し、クラブ員の指導に当たる。
・ 監 督 コーチの指導、助言並びにコーチの統括を行う。
・ コーチ クラブ員の直接指導、教育と把握を行う。
・ SC,AC コーチを補佐する。
特に AC は審判資格を有することを条件とする。 |
| 審判部 | 審判資格を有し、運営委員会が認めたものとする。
審判部長は、各学年の試合スケジュール、コーチよりの帯同審判の要請を調整し審判部員の派遣を行う。 |
| 父母会 | 未就学児童から6年生までのクラブ員の保護者及び会役員にて構成する。また、クラブの活動が円滑に行えるように援助する。 |
| 運営委員会 | 運営委員会は、代表 (副代表含む)、顧問、事務局、会計、監督、コーチ、SC,AC,審判部長、審判副部長、各学年長、及び運営委員会が認 |

- めたもので構成する。
- 役員会 クラブ全体の活動を協議し運営する、「最高意思決定機関」とする。
代表（副代表含む）、顧問、事務局、代表が必要と認めたスタッフにて構成し、クラブ活動における諸問題を協議し運営委員会へ諮る。
- 総会 「決算会」「予算総会」「臨時総会」とする。
- ・決算総会 活動年度（4月1日～3月31日）の終了後、年間収支の報告、年間活動の報告（各学年ごとに行う）を行い承認を得る。
また、年間収支の報告に際してはクラブ会計が作成した決算書類を第三者が精査する監査を受けなければならない。
 - ・予算総会 新年度の予算・活動方針、活動スケジュール、新体制等（学年長選任含む）について報告し、承認を得る。
 - ・臨時総会 代表並びに運営委員会が必要と認めた場合随時開催することができる。（規約の改定決議等）

《総会における決議について》

総会の議決権は、クラブ員が複数在籍する場合は上位学年をもって1票とする。
総会は定数の2/3以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
また、議事は定数の2/3以上が出席（委任状を含む）し、かつ出席者の過半数以上の賛同を得て決議とする。

第11条 【慶弔見舞・顕彰】

役員および運営委員会で認めた者に対し、慶弔見舞、顕彰を贈ることができる。

第12条 【その他】

規約に定めるもののほか、必要な事項は最高決定機関である運営委員会に諮るものとする。

以上